

平成 23 年度放射線測定器購入費用助成事業

募集要項

1 事業目的

この助成金は、東日本大震災に伴う放射能漏れ事故を起因とした風評等に対応するために、都内の中小企業団体が放射線測定機器を購入する費用に対して助成金を交付し、その構成員である中小企業者が製品の放射線を自主検査し、その安全性をアピールする取組等を支援することを目的としています。

2 助成対象者

中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 158 号）第 3 条に基づく中小企業団体で、東京都内に主たる事業所を有していること

- (1) 過去に本助成金を受領していないこと。（申請は 1 団体 1 回のみです。）
- (2) 同一内容で国・都道府県・区市町村等から助成を受けないこと。
- (3) 過去に中央会・国・都道府県・区市町村等からの助成に関し、不正等の事故を起こしていないこと。

3 助成率 助成対象事業を実施し助成対象と認められる経費の 4 分の 3 以内 (千円未満切捨て)

4 助成上限額

1 団体に付き最大 3 台までの放射線測定器の購入費用を助成対象とします。

購入台数	助成上限額
1 台	375,000 円
2 台	750,000 円
3 台	1,125,000 円

5 助成対象期間 交付決定日から平成 24 年 3 月末日まで

ただし、写真や書類等による事実確認が可能な場合に限り、平成 23 年 3 月 11 日から 7 月 31 日までの間に行なわれた事業も対象とします。

6 助成対象経費

助成対象経費は、助成事業の目的のみに支出する消費税等の間接経費を除いた、以下の条件に適合する必要最小限の経費で、下表に掲げる経費です。（下表に記載のないものは助成対象になりません。）

- ・交付決定日から平成24年3月末日までの間に、納品・支払いが行われたもの。ただし、平成23年3月11日から7月31日までの間に納品・支払いが行われた機器に係る経費について、申請要件を満たし、納品・支払いを確認する写真や書類が全て提出できるものは、助成の対象とする。

「助成対象経費」

経 貹 名	内 容
機器購入費 (標準付属品を含む)	放射線測定機器は、校正証明書のあるもの、又は国際規格等に合格しているものに限る。
付属品購入費	放射線測定機器を利用するにあたり必要最小限のものに限る。 ※ キャリングケース、フィルタ等
役 務 費	放射線測定機器購入時の送料、手数料等

7 助成対象外経費の例

- (1) 納品から支払までの一連の手続きが助成対象期間内（交付決定日から平成24年3月末日まで）に行われていない場合
- (2) 助成事業に係る見積書、契約書、申込書、納品書、請求書、振込控え、領収書等の帳票類が不備の場合
- (3) 助成対象事業以外の取引と混合して支払いが行われている場合
- (4) 他の取引と相殺して支払いが行われている場合
- (5) 現金、クレジットカード、他社発行の手形・小切手により支払いが行われている場合（原則は振込払い、例外は次頁に記載）
- (6) 団体の構成員との取引の場合
- (7) 間接経費（消費税、保険料等）
- (8) 支払時、ポイントカード等によりポイントを取得した場合のポイント分

(9) 経費区分明細のない代理店への一括支払が行われているもの

※その他、内容によっては対象外となるものもありますので中央会へご確認ください。

8 受付期間 平成 23 年 8 月 1 日から助成金終了まで

9 申請に関する注意事項

- (1) 提出された書類はお返ししません。
- (2) 審査の結果は審査終了後に通知します。
- (3) 審査の経過等に関するお問い合わせには応じかねます。
- (4) 採択された場合であっても予算の都合等により申請額から減額される場合があります。
- (5) 交付決定の際に通知する助成金交付予定額は、助成金交付の上限を示すものであり、事業完了後に助成金の額が確定されます（助成金交付予定額から減額されることがあります）。

10 助成対象者に決定された後の注意事項

(1) 支払いの確認

実績報告において、見積書・契約書（注文書・注文請書）・納品書・請求書・振込控え（通帳、当座勘定照合表等、決済の確認が可能なもの（※））・領収書等を確認しますので、整備・保管が必要となります。

※ インターネットで振込を行った場合は、通帳又は当座勘定照合表も併せてご用意下さい。

インターネット振込画面のコピーのみでは不可です。

(2) 経費の支払方法

助成事業に係る経費の支払いは、金融機関・郵便局からの振込払いを原則とします。ただし、クレジットカード、手形・小切手による支払いについては、以下の条件がすべて満たされれば助成対象経費とすることができます。

=クレジットカード=

- ・海外との取引において利用すること。
- ・利用日が交付決定日から平成 24 年 3 月末日までの間であること。
- ・代金の引き落とし日が平成 24 年 3 月末日までに行われ、カード会社からの通知書及び預金通帳等で引き落としの確認が可能であること。
- ・原則は法人カードの使用。ただし、以下の条件が満たされれば個人カードの使用も助成対象経費とすることができます。

※ 平成 24 年 3 月末日までに、個人と法人とのあいだで精算が終了していること（個人カードの利用でもカード会社からの通知書や引き落としの確認が必要となります）。

=手形・小切手=

- ・自社発行であること。
- ・平成24年3月末日までに決済の確認が可能であること。
- ・当座勘定照合表で確認可能なこと。

(3) 納品の確認

実績報告において、納品を確認するために以下の書類等を確認しますので、整備・保管等が必要となります。

- ・納品書
- ・校正証明書等機器の水準を示す書類
- ・機器の写真

(4) 実績報告書の提出とその期限

最終の機器納品日の属する月の翌月末までに実績報告書を提出してください。ただし、報告書の最終提出期限は、納品が3月の場合は4月5日となります。

報告書を期限内にご提出いただけない場合、交付決定を取り消す場合があります。

(5) 助成金の支払い

実績報告書に基づき、完了検査を行い、金額確定後に請求払いとなります。

確定にあたり、機器の購入や帳票類の確認ができない場合は、本事業に係る経費であっても助成対象外となりますのでご注意ください。

11 助成事業完了後の注意事項

(1) 取得財産処分の制限

本助成金により取得した放射線測定機器等は、取得後5年以内は、台帳を設け、善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。やむを得ず譲渡、廃棄、交換、売却等の処分又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。

また、処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとします。

(2) 関係書類の保存

助成事業に係る全ての関係書類及び帳簿類は助成事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければなりません。

(3) 助成事業の公表

助成事業を受けられた団体は団体名、代表者名、住所、電話番号、設立年月日、交付年度、助成金額等を公表する場合があります。

12 助成金交付決定の取消し・助成金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

助成金交付決定を取り消した場合において、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還していただきます。また、刑事罰が適用される場合もあります。

ますので十分注意してください。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) その他助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは助成金交付決定に基づく命令に違反したとき。

13 特例措置

東日本大震災の影響による緊急対策という本事業の趣旨に鑑み、平成23年3月11日から7月31日までの間に納品・支払いが行われた機器に係る経費についても、以下の条件を満たす場合には、助成の対象といたします。(詳しくは「本助成金に関する問い合わせ先」にお尋ねください。)

- ・申請要件を満たしていること
- ・納品の確認、支払いの確認に関する書類が全て提出できること

14 本助成金に関するお問い合わせ先

〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館6階

東京都中小企業団体中央会 支援課

電話 (03) 3542-0318

*8月2日(火)より (03) 6278-7935

＝申込者情報のお取扱いについて＝

利用者 東京都中小企業団体中央会、東京都

利用目的 1 本事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
2 各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※上記2を希望されない方は、本事業担当者までご連絡ください。

第三者への提供 原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。

- 1 目的1 東京都中小企業団体中央会からの行政機関への事業報告
- 2 目的2 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
- 3 項目 氏名、連絡先等、本事業申込書記載の内容
- 4 手段 電子データ、プリントアウトした用紙

※目的2を辞退される方は、本事業担当者までご連絡ください。